



福岡医発第 1491 号 (地)
令和 4 年 8 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る検査事業について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る検査事業につきましては、薬局における抗原定性検査キットの販売（令和 3 年 10 月 22 日付福岡医発第 2106 号（地）等）、無料検査事業（令和 3 年 12 月 24 日付福岡医発第 2688 号（地）等）及び抗原定性検査キットの無料配付（令和 4 年 7 月 29 日付福岡医発第 1186 号（地）等）が実施されているところです。

これらの事業は、対象者や検査結果が陽性であった場合の対応等が異なることに加えて、内容も随時変更されていることから、現時点（令和 4 年 8 月 23 日時点）における各事業の情報を別添のとおり整理いたしました。

つきましては、貴会におかれましても各事業の詳細についてご確認いただくとともに、貴会会員よりお問合せ等があった際にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、抗原定性検査キットの O T C 化につきましては、現在、国において検討中のため、詳細については情報が入り次第、追ってご連絡いたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

事業	薬局での抗原定性検査キットの販売（有料）（R3.10～）	無料検査事業（R3.12～）	抗原定性検査キットの無料配付（R4.8～）	抗原定性検査キットのOTC化（R4.●～）
概要	薬事承認された抗原定性検査キットをより入手しやすくし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るため、特例的に、新型コロナウイルス感染症に係る抗原定性検査キットを薬局で販売するもの	①ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（R4.8.31まで実施） 原則、ワクチン3回目接種未了の無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業 ②感染拡大傾向時の一般検査事業（令和3～4年度の感染拡大傾向時に実施）（R3.12.26 から 当面の間実施） 感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる県民のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない方が、知事からの検査受検要請に応じて受検する検査を無料とする事業	外来医療のひっ迫に対応するために、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクが低いと考えられる有症状者及び濃厚接触者に対し、Web申込み及び診療・検査医療機関等において、受診に代えて配付するもの。	休日・夜間や在宅で抗原定性検査キットを容易に手に入れられるようにしてほしいという国民の期待に応えるため、薬事承認された抗原定性検査キットをネット販売等を可能にするいわゆるOTC化するもの。
対象者	体調が気になる者（無症状ではないが少し体がだるいという程度）	①ワクチン3回目接種未了の無症状の者 ②感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる無症状の者	重症化リスクが低いと考えられる有症状者及び濃厚接触者（小学校4年生以上65歳未満、基礎疾患などの危険因子（※）がない、ワクチン2回以上接種済み） （※）基礎疾患等のある方として慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満のある方、喫煙、一部の妊娠後期の方	体調が気になる者（無症状ではないが少し体がだるいという程度）
検査実施場所又は検査キット入手場所	薬局	医療機関、薬局、衛生検査所、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者	キット配付・陽性者登録センター又は診療・検査医療機関（休日夜間急患センター）	薬局・店舗販売業（ネット販売可）
検査の種類	抗原定性検査	・PCR検査・抗原定量検査（唾液、鼻腔拭い液等） ・抗原定性検査（鼻腔拭い液等）	抗原定性検査	抗原定性検査
陽性の場合	診療・検査医療機関を受診し、診療及び検査を実施 （R4.8.12～） 抗原定性検査キットを用いた自己検査で陽性であった場合は、以下の内容（※）が確認できれば、医師の判断により、同検査の結果をもって医療機関において確定診断とすることが可能。ただし、無症状者の場合は再検査を行う必要がある （※）①受検者に症状があること、②受検者の本人の検査結果であること、③体外診断用医薬品として、薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いていること	診療・検査医療機関を受診し、診療及び検査を実施 （R4.4.20～） PCR検査又は抗原定量検査を受け陽性であった場合は、同検査の結果をもって医療機関において確定診断とすることが可能。ただし、抗原定性検査は再検査を行う必要がある （R4.8.22～） PCR検査又は抗原定量検査を受け陽性であった以下の要件を満たす者（※）は、同検査の結果をもって、医療機関を受診することなく、陽性者登録センターに陽性者登録することが可能。登録後は同センターが発生届を保健所へ提出 （※）①65歳未満、②基礎疾患などの危険因子がない、③ワクチン接種2回以上	陽性者登録センターに陽性者が登録し、センターが発生届を提出	診療・検査医療機関を受診し、診療及び検査を実施 （※県にて対応検討中）